

**平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会
第 1 回会議要旨**

<開催日>

平成 26 年 6 月 23 日（月）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

名和田部会長、荻野委員、斉藤委員、中原委員、山田委員

事務局（3 名）

中山行政管理課長、羽山主査、榎本主任

説明者（2 名）

生涯学習コミュニティ課長、新宿未来創造財団担当課長

<開会>

【部会長】

今回は第1回の第3部会です。今から開催いたします。

本日は経常事業の外部評価に当たり、お手元の進行予定表のとおり、ヒアリングを実施いたします。委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等の書き込みを行いながらヒアリングをしていただきたいと思います。

外部評価委員会はテーマごとに委員会を三つの部会に分けていて、この第3部会のテーマは、「自治、コミュニティ、文化、観光、産業」です。

私は外部評価委員会第3部会会長の名和田と申します。部会の委員ですが、中原委員、山田委員、斉藤委員、荻野委員、そして私を入れて合計5名が第3部会の委員です。

平成24年度より、経常事業評価の本格実施が始まり、今年度は3年目となります。外部評価委員会では、今回の内部評価対象事業のうち、「経常事業評価Ⅰ」の113事業の中から、57事業を抽出して評価することとしています。そして外部評価する事業は全てヒアリングを実施させていただくこととしました。また、今年度は第2部会の担当する分野である「福祉、子育て、教育、くらし」の事業が多いため、その中から健康に関する事業について、第2部会に代わって第3部会がヒアリングを行うこととなりました。

本日は一つの事業につき30分の想定でヒアリングを行います。前半15分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行うという形で進めたいと思います。質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

では、経常事業142「学校施設の活用」のヒアリングに入りたいと思います。生涯学習コミュニティ課長及び新宿未来創造財団担当課長より、ご説明をお願いします。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。よろしくお願いいたします。

では、第二次実行計画147ページをお開きください。今回ヒアリングを行う事業、経常事業142「学校施設の活用」、経常事業143「運動広場の開放」、経常事業147「生涯学習館の管理運営」、経常事業149「新宿コズミックスポーツセンターの管理運営」、経常事業148「新宿スポーツセンターの管理運営」の施策体系が掲載されています。まず、基本目標2として「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」という目標があります。これを実現するための個別目標として「生涯にわたって学び、自らを高められるまち」があり、その個別目標を実現するための基本施策として「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」というものがあります。本日ヒアリングしていただく5事業については、全てこの施策体系の下にあります。

では、経常事業142「学校施設の活用」について、ご説明をさせていただきます。

まず、事業目的です。この学校施設の活用は、区立の小・中学校の校庭や体育館、特別教室などを、区内の在住・在勤の方に開放することを通じ、生涯学習・スポーツの振興を行うことを目的としています。施設の開放については、授業のない平日夜間や土日祝日に行っており、学校行事や部活の支障がない日程ということで、学校と調整した上で行っています。また、事業概要に記載がありますが、事業の運営に当たっては、公益財団法人新宿未来創造財団に事業委託をしています。

本事業については、学校校庭の活用、学校体育館等の活用、学校プールの活用という三つの予算事業を一体として実施しているものです。一つ目の学校校庭の活用については、区の屋外運動施設不足を補うという目的があり、グラウンドの広さや仕様、ほかの屋外運動場と同等に貸し付ける条件を満たしているという一部の小中学校の校庭を確保し、団体向けに開放しているという事業です。

二つ目の学校体育館等の活用についても、既存の施設の不足を補い、生涯学習やスポーツを振興することを目的とし、学校ごとに組織されている施設活用運営委員会に登録している団体に対して、それぞれ開放しているというものです。一部の学校については、個人向けに平日夜間の体育館の開放等を行っています。

三つ目の、学校プールの活用については、夏休み期間中の一部期間において、小中学校のプールを個人向けに開放しているという事業です。

本事業においては、平成25年度の末の時点ですが、区内の全小中学校及び養護学校、全40校において全て開放しており、引き続き全校の開放を継続していきたいと考えています。

続いて、事業評価についてです。まず、サービスの負担と担い手ですが、この学校施設の活用事業のうち、体育館の活用については、先ほどお話ししたとおり、各学校で組織される施設活用運営委員会の中で、各団体の利用希望日の調整などを行っているということがありますの

で、本事業の運営に当たっては、地域住民等の利用者との適切な役割分担を行っていると考えています。

手段の妥当性については、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定等をきっかけとして、スポーツに対する区民の需要が高まっているという状況があります。本事業においては、区民に生涯学習・スポーツの場を提供するということで、こうしたニーズに適切に対応していると評価しています。

効果的・効率的については、スポーツ施設に対する区民の需要が高まっているという状況に対し、本事業としては、学校施設を活用して区内の生涯学習やスポーツ施設を補完することを目的として実施しており、学校施設の利用実績も増加傾向にあるので、効果的に実施できているものと評価しています。

目的又は実績の評価については、本事業では主に団体向けに学校施設を開放しており、団体の育成支援を通して、生涯学習・スポーツの振興という目的を図っていますので、「生涯にわたって学び、自らを高められるまち」という個別目標を達成していると評価をしているところです。

以上の4項目を踏まえて、総合評価としては適切であると評価しています。活動実績の増加を踏まえ、今後もより積極的に学校施設を活用していきたいと考えています。

最後に、改革改善の内容についてですが、本事業の利用者は増加傾向にありますので、区内での需要の高まりに対応していくためにも引き続き事業を実施していくと考えています。また、学校施設の使用に当たっては、夜間の校庭開放時の照明設備使用料以外は、料金は全て免除とされていますが、受益者負担の観点から、学校施設の利用料金についても今後検討が必要であろうと考えています。

最後に、事前にお出しいただいた質問についてお答えしたいと思います。

まず、どういった業務を事業者へ委託し、どういった業務を区が直接行っているのか、ということです。これについては、事業者の指導・監督や各学校施設の運営委員会の委嘱ということとを区が実施し、登録団体の登録・予約や開放可能日程の調整、施設管理人の配置、安全指導、施設監督、物品・消耗品の修繕・補充、緊急時の初期対応、実績報告を事業者が実施しています。

次に、事業目的に学校行事の支障ない範囲で、区民に生涯学習・スポーツの場を提供するところがあるが、「学校行事に支障のない範囲」とはどういうことか、という質問です。「学校行事に支障のない範囲」というのは、学校の授業等で使用していない平日夜や土日祝日において施設の開放を行っているということです。また、利用申請の受付に先立ち、開放可能日や時間を事前に学校と調整し、部活や学校のイベントなどが無い日に開放を行っています。

次に、行政サービスとしての効果を評価するのであれば、どのような団体がどういった活動で利用したかなど、実績に基づく分析が必要ではないかと思うが、いかがか、というものです。実績報告等により、利用状況を常に把握していますが、効果測定については、実績に基づく分析というのは行っていないという状況です。今後、必要に応じて分析を行い、より費用対効果

の高い事業運営を行っていきたいと考えています。

次に、事業を担当した職員数について、平成25年度は前年度に比べて増えていますが、その原因は何かということです。平成25年度については、牛込第二中学校でハンドボールのゴールが倒れるという事故があり、それを契機として、各学校にある学校開放用の備品などの管理責任者を明確化するために備品調査を行いました。その関係で、担当職員数が増加しているというものです。

次に、夜間利用に伴う照明料を徴収しているということだが、受益者負担の観点から適正な水準となっているのか、ということです。この照明料については、新宿区の行政財産使用条例の下、学校施設開放として使用する新宿区立学校施設の使用料に関する規則があり、この規則に基づいて照明料を徴収していますので、この照明料については適切な水準であると考えています。

次に、事業者へ委託している業務の範囲には、利用の申込み受付事務や安全監視、利用時の指導、トラブル、けがの補償対応なども含まれているのか、ということです。利用申込みの受付や安全監視、利用時の指導等の委託業務範囲におけるトラブルや利用時の事故については、区と事業者の間で協議の上、対応を行っています。また、けがへの補償については、委託業務の範囲には含まれていませんので、けが等の状況に応じて対応をするということです。

次に、前述の点を含めて、運営管理状況の報告は、区と事業者の間でどのように行われているのか、というところです。毎月、区で利用者からの使用申請承認を行っています。その際に利用状況や利用団体の把握ができます。また、トラブル発生時は事業者と随時連絡を取り合い、そのトラブルに合った対応を行っています。

次に、事業者の選定手続きはどのように行われているのかということです。本事業に関しては、学校施設を開放するというだけではなく、学校の関係者や地域の様々な団体等との調整が必要となり、新宿区の生涯学習事業の総合的な運営が必要となるので、地域のスポーツ団体との連携に特化している公益財団である新宿未来創造財団に業者指定して委託しています。

次に、区民からの要望の把握や、区民に対する利用促進などの働き掛けはどのようにしているのか、事業者任せになっていないか、という質問です。これについては、区民からの要望については、各学校の運営委員会において、消耗品等の希望調査等の機会に把握をするようにしています。意見内容については、区と事業者との間で情報共有に努めているので、事業者への対応内容を指示するなど、区が主体となって要望への対応に努めています。また、区民に対する利用促進については、区や事業者のホームページ、施設ガイド、区の広報紙、財団の広報紙などの媒体を活用して周知を行っています。

最後に、「区内の既存生涯学習・スポーツ施設の不足を補完する役割」とあるが、どれほど不足しているのか、ということです。区内の野球場や運動広場については、利用希望が土日に集中しているという状況で、土日に関しては利用抽選の落選件数が多く発生しています。平成26年4月では、土日の各野球場の利用抽選について、全67枠に対し、563件の申込みをいただいているので、当選率は大体12%ぐらいになってしまっています。こういう状況があるので、学

校の校庭が一定程度広いという条件を満たす小中学校の校庭を活用し、一番利用の多い、小学生の野球やサッカーの団体へ開放しているという状況です。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、質疑に入る前に、確認をさせてください。本日ヒアリングを実施する事業の中でも、いくつか施設の運営を新宿未来創造財団に委ねているという事業が出てきますが、今ヒアリングを行っている事業は、指定管理者制度によるものではなく、委託により実施している事業ということです。この後ヒアリングを行う生涯学習館などは条例設置の施設であり、指定管理者制度のもとに実施されている事業です。

それから、事前質問の中にありましたが、けがへの補償対応は区で行っているというご回答だったと思うのですが、これは国家賠償法の範囲内にあるからということでしょうか。

【説明者】

施設に関するものに関しては、国家賠償法の適用になるかと思うのですが、こういった学校管理の場合ですと、個人個人のトラブルや施設に関わらないようなけがもあるので、そういったものについては、状況により、区のほうで対応できるものと対応すべきでないものに分かれてきます。ですので、その都度の状況に応じて対応しているところです。

【部会長】

わかりました。

では、委員のほうから、それぞれご質問をお願いします。

【委員】

プールに関しての事故というのは、最近あったのでしょうか。

【説明者】

特にありません。

【部会長】

国家賠償訴訟の判例などでは、市営のプールにおける事故の事例がよく出てきますね。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

数量分析のところですが、事業活動実績数の将来予測は増加する一方で、活動対象数は横ばいとしているのは、こういった事情からでしょうか。

【説明者】

活動実績については、利用が増えれば増えるほど、当然増えてくるということです。活動対象数ですが、これについては、いわゆる登録団体を想定しています。こうした団体については、積極的に活動されているところもあれば、だんだん高齢化してきて、縮小してきているというところもありますので、総合すると、活動の実績についてはだんだん増えてきているという状況ですが、活動対象団体数としては、それほど増えていないという状況です。

【委員】

ありがとうございます。

いろんな方が利用されるようになっているということですが、学校って基本的には子どもたちのための施設ということで、利用申込みの中で、子どもの利用を優先するとか、何かそういう配慮というのはあるのでしょうか。大人の利用のために、子どもが使える機会が減少してしまっているのではないかと気になりました。その辺が内部評価の記述になかったので。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。ただいまのご質問ですが、小学生野球や小学生サッカー等で、例えば小中学校は小学生、中学生が優先して使えるような利用区分を設定しています。このような形で、特に小中学生が日中は優先で使えるような枠を設けて、活動を支援していくというような体制をとっています。

【部会長】

では、事業に差し支えない範囲ということでも、小中学生が使えるように配慮しているということですね。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

はい。小中学生の、この野球やサッカーチーム、非常に増えていますので、そういったところも配慮しまして、優先的に使える施設を設定しています。

【部会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

すみません。

事業の目標・指標についてですが、区民がスポーツ活動等を行い、豊かに生活するというような意味で、どのくらいの人に参加しているかなど、そういった活動が活発化しているということを指標化して載せていただくと、区民としてもこういう事業が役に立っているのだなということがわかりやすいのではないかと思います。確かに、お立場からすれば、施設の開放することが仕事なのかもしれませんので、これ以上申し上げませんが。本日説明されたような事業のご趣旨で、こういったところを補完していただけていたら良かったのではないのでしょうか。それから、先ほど委員が言われたように、子どもの利用といったことへの配慮も意識して事業を実施しているということを評価の上で加味していただけたら良かったのではないかと思います。そういった意味で、運営委員会という組織が軸となって、施設ごとに活動が行われているというお話がありましたが、こちらについても、内部評価書に載せていただいたほうが良かったのではないかと、今日のお話を聞いていてそのように思いました。

【部会長】

よろしいでしょうか。

後でヒアリングを行います。生涯学習館は条例設置の施設であり、条例の第1条に目的や、

理念などが明記されているかと思います。一方、この事業の目的はどこにあるのかというと、根拠法令欄に記載されているのを見ますと、おそらく法令には明確にうたわれていないのではないかと思います。そうすると、どういう目的なのかということを、行政としてしっかり定めて施策を展開していくという場合に、それは総合計画か何かで定めることになるのでしょうか。先ほど委員が触れられたように事業の指標を設定するにしても、そういう目的や理念があって定まってくると思うのです。総合計画でなければ、規則や要綱になるのでしょうか。それとも、何かほかの法律にこの事業の目的などが定められているのでしょうか。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

法律ではなく、区の要綱で定めています。

【部会長】

そうですか。わかりました。ほかのご質問はありますか。

では、次の事業に入りましょう。次の事業のご説明をお願いします。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

続いて、経常事業143「運動広場の開放」です。

これは、北新宿の多目的広場や新宿ここ・から広場、都立戸山公園の多目的運動広場、上智大学の運動広場など、自治体や民間との協定によって、運動広場等をスポーツの場として開放しているという事業です。先ほどの事業と同じく、新宿未来創造財団に委託をしています。この事業については、新宿未来創造財団において、登録団体の団体登録業務や利用受付、施設管理人の配置などを行っています。また、戸山公園、北新宿、旧淀橋中学校、ここ・から広場の4か所の運動広場については、中学生以上の団体利用を除き、無料で貸出しを行っています。また、上智大学の運動広場については、新宿区、千代田区、港区の3区で運営しており、新宿区で受付を行っています。また、外濠公園については千代田区、妙正寺川公園については中野区で受付を行っており、それぞれ千代田区、中野区に、管理運営に係る負担金を払っています。

利用者数については、平成25年度末が7万6,532人ということで、稼働率が69.7%となっています。

事業評価についてです。まず、サービスの負担と担い手ですが、委託先である公益財団法人新宿未来創造財団は、新宿区民等様々な方にスポーツのできる学習の機会を提供しており、自発的な参画と相互交流を深めることを目的としている団体です。本事業の目的を踏まえれば、施設管理の業務を委託できる相手方として、新宿未来創造財団を採用しており、サービスの担い手とすることは適切であると評価しています。また、区としては、この委託している業務を指導・監督するとともに利用者の意見の共有等の連携をしていくことで、サービスの向上を図っています。このような役割分担を行っており、今現在、適切な事業運営が行われているので、適切であると評価しています。

手段の妥当性ですが、この運動広場の貸付けに係る抽選や施設予約については、財団のホー

ムページや携帯端末から受け付けることで、利便性の向上に寄与していると評価しています。

効果的・効率的ですが、公園内運動施設の指定管理者でもある新宿未来創造財団が運動広場の管理運営委託も受けるということで、スポーツ施設の情報を一本化するということができます。また、財団が発行する施設ガイドやホームページを通じて、様々な手法で周知できるということから、効果的かつ効率的と判断しているものです。

目的又は実績の評価ですが、新宿未来創造財団に委託している運動広場5か所の利用者については、先ほども申し上げたとおり7万6,532人となっており、地元の少年野球やサッカー連盟などが公式戦や大会の会場として使っています。このような利用実績がありますので、スポーツの場の提供を通じて、スポーツ活動の支援ができていると評価しています。

総合評価についてです。運動広場5か所は利用料金無料としており、区内で活動している野球やサッカーの大会を運営することのできる機会や場所を提供するということができていると考えています。また、利用料を徴収しているほかの自治体や民間が管理している2か所についても、利用の受付や抽選については、新宿未来創造財団で施設ガイドやホームページで情報発信をしています。このように、区民に対して一体的な情報提供を行っていますので、それが利用者の増加につながっていると評価しています。

改革改善の内容ですが、区のスポーツ施設と一体した情報を区民に提供し、運動広場の稼働率を上げられるように、これからも周知を図っていきたいと考えています。また、ほかの自治体や民間が運営している施設が利用できるということも、周知を広めていき、できる限り多くの区民の方に、スポーツができる場を提供していくように努力していきたいと考えています。

続いて、事前にいただいた質問についてお答えしていきたいと思います。

まず、どういった業務を事業者に委託して、どういった業務を区が直接やるのか、というものです。これについては、団体登録や予約などを事業者に委託しております。先ほどの事業における役割分担とほぼ同様です。

続いて、行政サービスとして、効果を評価するのであれば、どのような団体がどういった活動で利用したかなど、実績に基づく分析が必要ではないか、というものです。利用状況については、実績報告で常に把握をしているところですが、実績に基づく分析は今現在行っていません。

次に、事業を担当する職員数が年々増加している要因についてです。これについては、平成24年度に戸山の多目的運動広場の団体貸出し時間を変更するという検討作業がありました。また、平成25年度については、戸山の多目的運動広場の管理人室の工事に伴う事務作業や新宿ここ・から広場でのイベントの実施などで担当職員が増加したことによるものです。

次に、新宿ここ・から広場利用料金を徴収しているとのことだが、受益者負担の観点から適正な水準となっているのか、というものです。これについては、新宿区の行政財産使用条例に基づき算定すると、2時間で6,800円という数字が出てきます。ここ・から広場の多目的運動広場の大きさは、大体テニスコート2面分の大きさなのですが、近隣にあるスポーツ施設のテニスコート1面分の利用料金が2時間1,500円となっていますので、それにならって、2時間3,000

円と設定しています。受益者負担の観点から算出した数字よりも、金額が安いですが、区としては適正な水準となっていると考えています。実際には、ほとんどの団体が減免制度を活用しているので、利用料金の徴収件数は少ないという状況です。

次に、事業者委託している業務の範囲には、利用の申込み受付事務や、安全監視、利用時の指導、トラブルシューティング、けがへの補償なども含まれているのかというものです。業務範囲については、先の事業と同様です。事故があった場合などは、その事故の程度や内容に応じてそれぞれが対応しています。また、上智大学の運動広場については、利用の申込みや受付、抽選を、事業者委託しており、また、千代田区や中野区に負担金を払っているようなものについては、利用に関する問い合わせの対応や説明を行っています。また、けがへの補償については、委託業務の範囲には含まれていませんが、適切に対応しています。

上記の点を含めて、管理運営状況の報告は、区との間でどのように行われているのか、とのご質問ですが、新宿ここ・から広場に関しては毎月、その他の施設については四半期ごとに事業報告書の提出を受けています。また、事業者とは指定管理施設の定例会で情報交換を行っています。

続いて、事業者の選定はどのように行われているのか、ということです。委託事業者については、業者指定を行っているので、選定は行っていません。その理由としては、新宿未来創造財団については、新宿区の生涯学習事業、歴史、文化、芸術、スポーツ等を総合的かつ効率よく運営することを目的に設立された公益財団法人であり、新宿区立の公園内運動施設の指定管理者でもあります。また、戸山公園の多目的運動広場の運営要綱については、管理運営について指定管理者への委託が規定されています。運動広場の利用調整業務については、利用者への一体的なサービス提供が求められるので、新宿区立の公園内運動施設の予約情報と一本化が可能な財団に委託することで、利用者に対する利便性を高められると考えています。

次に、区民からの要望の把握や、区民に対する利用促進などの働き掛けはどのように行われているのか、事業者任せになっていないか、というご質問です。こちらについては、事業者による、使用した団体へ随時行っているアンケートを通じて、要望の把握を行っています。区と事業者、財団ですが、要望については双方で情報共有しており、また、連携もしています。そういったことによって、サービスの向上を図っていききたいと、常に努力しているところです。また、利用促進の働き掛けとしては、先ほどの学校施設の活用とも重複しますが、区や財団のホームページや広報紙、施設ガイド等の媒体を使い、周知を行っています。

最後に、地元の少年野球連盟やサッカー連盟等が公式戦や大会の会場として年間を通して利用しているとのことだが、そういった団体以外に広場の利用希望はあるのか、現実には一部の団体の利用しかないなど利用状況に偏りはないのか、というご質問です。公式戦や大会の会場としての利用ということではなくとも、土日は地元の少年野球やサッカーチームが練習などで利用することもあります。また、個人利用の要望に応えるため、新宿ここ・から広場や戸山の多目的運動広場については、平日に開放し、小学生や中学生がフットサルや野球などを楽しんでいるということもあります。また、利用者の要望を受け、新宿ここ・から広場にテニスの練

習用のネットを最近購入しました。今後は、ここ・から広場の芝生の上でもテニスの練習のようなものもできるようになるので、そういった利用も増えてくるのではないかと思います。多く使用する団体の優先予約制度というのはないので、利用状況の偏りはないものと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、委員のほうから質問をどうぞ。

【委員】

他区と共同で運営しているとのことで、新宿区は他区に負担金としてお金を払っているということですが、お金を出すだけで運営について意見を言えないということはあるのでしょうか。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

どちらの方が強い、あるいは弱いというのはありません。負担金というのは、単に費用を折半しているというものです。新宿区は意見を出せないということはありません。

【委員】

他区に対して負担金を出している施設の利用者における新宿区民の割合はどのくらいなのでしょう。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

そういった施設については、例えば、月前半が中野区、後半が新宿区というような使い方をしています。ただ、実際の利用団体数や利用人数の比率は把握していません。日数として半分ずつにしているので、ほぼ同等ではないかと考えています。

【部会長】

ちなみに人口も、中野区と新宿区はほぼ一緒ですね。

【説明者】

そうですね。

【委員】

私はよく利用させてもらっている立場ですが、中野区が使っていないときは、新宿区も使わせてもらっていますよ。平日は、ほとんど空いているような状況だと思います。そうすると、中野区や新宿区、近隣区の子どもたちが集まってきて、サッカーなどをやったりしていますよ。

【部会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

事業の目標・指標として利用者数を設定されていますが、こういった種類のスポーツの利用があって、どういう年齢層の方にどのように利用されているかなど、そういうダイナミズムをぜひ内部評価にてご説明いただければ、区も区民に対してしっかりサービスを提供している

し、利用も進んでいるなということがわかると思います。稼働率が60%、70%という数字だけで見えてしまうと、何か空いているようにも受け取れますが、そうではなくて、区をまたがって利用調整をしているということが分かれば、印象も違ったものになるし、我々としても評価しやすいと思います。こういう評価の中で、自分たちが実施していることをもっと積極的に評価されたいのではないかと思います。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

活動実績数がどんどん減っているのに対して、活動対象数である団体数は増えていっているようですが、これはどういうことなのでしょう。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。ただいまのご質問についてですが、昨年度、戸山多目的運動広場に、通常平日の昼間の貸し切り利用としていたものを一般開放にしようという見直しがあったため、貸出区分が1,697区分ほど減少しています。このことから、活動実績数が減っているのですが、一方で、利用団体数は増えているという状況です。これについては、枠が減った中でも団体の活動がますます活発になっており、全体としては、数値が大きく下がることはなく、むしろ増える結果となったと考えています。

【委員】

上智大学のグラウンドを借りているということでしたが、ほかの大学についてはどうなのでしょう。新宿区には早稲田大学などもありますから、どうなのかなと思ったので。

【説明者】

ここ数年は、ほかの大学に対して働き掛けは行っていません。ただ、この事業に適したグラウンドがある大学というの、今、思いつかないというのがありますが、もしそういうところがあるのであれば、今後使えるかどうかという交渉はしていくことも大事だとは考えています。

【委員】

仮に、中高生からの要望などがあった場合、新宿未来創造財団の方とお話になって検討するようなことなどはあったのでしょうか。

【説明者】

中高校生のグループなどから、例えばもう少し使えるようにしてほしいというような、具体的な話というのはありません。ただ、そういう話がなければいいのかということではありませぬので、私どもとしても、例えば中高生向けのいろいろな教室などといったのもやっていこうというふうには考えているのですが、やはり、中高校生ぐらいになると部活や受験などもありますので、そういった関係でなかなか現実的には難しいのかなと考えています。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

都心部における限られた運動スペースという制約がある中で、よくやっている良い事業だなと、私は感じています。

それでは、次の事業に入りましょう。よろしくお願いします。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

続いて、経常事業147「生涯学習館の管理運営」です。新宿区には、平成25年度の段階で、生涯学習館が6所ありました。三栄町、赤城、戸山、北新宿、住吉町、西戸山の6所です。この6所について、新宿未来創造財団に一体的に指定管理をお願いしています。ただし、三栄町の生涯学習館については、平成26年2月に閉館をしています。

事業の目的ですが、区民が学び、集い、文化的活動等に親しむことができる機会及び場所を提供し、生涯学習の振興を図るということを目的としています。

事業概要ですが、生涯学習の機会と場所を提供するために、生涯学習館の管理運営を新宿未来創造財団に指定管理者として任せています。また、条例で規定している利用料金の範囲で施設の貸出しを行っており、その利用料を指定管理者の収入としています。指定管理者の企画提案により実施する事業としては、生涯学習館のお祭りや、大ガード下のギャラリー「みるつく」の作品展の支援等があります。貸出し諸室の利用者数は、平成25年度末は26万6,804人であり、利用者満足度は80%を超えていて、適正な管理運営がされているものと考えています。

事業の評価についてです。まず、サービスの負担と担い手ですが、生涯学習館の施設の基幹設備の整備を区が行い、指定管理者が区民ニーズに応えながら柔軟にサービスの提供を行っています。区民が学び、集い、文化的活動等に親しむことができる施設のサービスの担い手として、適切であると評価しています。区としては、指定管理者を指導・監督するとともに、連絡を密にすることで、柔軟で多様なサービスの提供と効率化を図っています。

次に、手段の妥当性についてです。稼働率は、80%から96%と、非常に高い数字になっています。また、生涯学習館の登録団体の会員の高齢化に伴い、会員数の減少による規模縮小が目立ってきていますが、減少している団体同士の融合など、既存の団体が継続して活動できるように、支援を行っているので、適切に運営されているものと判断しています。

効果的・効率的についてです。全ての生涯学習館を一体的に管理することにより、それぞれの各館の情報を効果的に共有し、それによって団体の活動支援ができています。また、施設や設備の消耗品等の一括購入や複数館を対象にした管理委託というものができるので、効率的な経費の節減になっていると評価しています。

目的又は実績の評価です。平成25年度8月から平成26年3月まで、赤城の生涯学習館が工事のために休館しています。また、三栄町の生涯学習館については、平成26年1月末で閉館しているので、5か年の目標の31万2,000人から、休館による減人数58,153人を引いた人数ということで目標を立てていました。実績としては、平成25年度はそれを上回っていますので、目標を達成しているものと評価しています。

総合評価としては、利用満足度調査で84%以上が施設全般的な満足度の項目に「大いに満

足」、「満足」というふうに回答をいただいていることもあり、親しむことができる機会のある場所の提供をできているものと評価しています。今後は、登録団体の活動支援のほかにも、個人に対して学習機会の提供を行うなど、更なる利用者の拡大をつなげていく事業としていきたいと考えています。

改革・改善の内容ですが、今現在、満足度が高いということもありますが、引き続き利用者にこのまま満足していただける施設にしていきたいということで、より詳細な利用者アンケートを行い、ニーズを的確に捉えて、施設運営にいかしていきたいと考えています。

この事業についても、事前に質問をいただいていますので、お答えしたいと思います。

まず、どういった業務を指定管理者に委託し、どういった業務を区が直接行っているかということです。区で実施していることは、指定管理者の指導・監督、利用料金の強制徴収、不服申立て、目的外使用許可、広報の記事の掲載、都への行政財産の使用許可、事業評価の実施、運営会議の招集、130万以上の施設修繕です。指定管理者が実施するものとしては、事業計画書・報告書の作成、利用に関する業務、団体の活動に関する業務、支援に関する業務、登録の承認・不承認等の業務、利用料金の納入・返還に関する業務、施設の維持管理に関する業務などがあります。また、自主事業の実施や施設の維持管理、賠償保険、広報業務、備品の管理等々が指定管理者の業務ということになっています。

次に、行政サービスとして効果を評価するのであれば、区民の利用実態として利用団体数や、利用目的などを把握して分析することが必要だと思うが、どのように考えるか、ということです。こちらについては、利用者アンケート調査を実施しており、その結果をもとに利用者に満足いただけるよう、常に改善を行っています。また、各生涯学習館で利用者懇談会を開催し、利用者の要望を直接聞いて運営に役立てています。また、区と指定管理者で毎月定例会を開催して、情報共有に努めています。

次に、利用申請が多く、空き室がなくなってしまう場合、利用の公平を図る手立てなどを講じているのか、ということです。登録団体の一斉受付については、申込みが重なった場合は、団体相互で協議や抽選などを行って決定しています。また、抽選の際には1回に取れる枠数の制限を行っていて、それで公平を図るように努めています。また、それ以降の空き状況によっては、先着順になっています。

次に、利用者満足度について、平成25年度末の状況では25%ほどの方が満足できないと答えているようだが、その理由は指定管理者の問題なのか、あるいは行政サービスの内容の改善を求めるものか、というものです。アンケートについては、「大いに満足」、「満足」、「普通」、「不満」、「大いに不満」という5段階で構成されており、現在、「大いに満足」や「満足」の割合は84%ほどあります。ご指摘のあったうち、「普通」の割合が16%となっていて、「不満」と答えた利用者からは、生涯学習館の建物が古い、アクセスが不便、備品の老朽化といった意見がありました。備品の老朽化については、なるべく新しくするなど改善するように努めていますが、アクセスや建物の古さなどはすぐに変えるということが難しいという状況ですので、できるものからやっています。

次に、利用料を徴収しているとのことだが受益者負担の観点から適正な水準となっているのか、というものです。これについては、新宿区の生涯学習館条例で定める額の範囲内で指定管理者が定めていますので、適正な金額設定になっていると考えています。

次に、指定管理者の企画・提案により実施する事業として「生涯学習館まつり」を実施しているとのことだが、行政サービスの充実を図るような企画を、所管部署として自ら取り組むというお考えはあるか、という質問です。「生涯学習館まつり」については、それぞれの館長を主なコーディネーターとして、参加希望団体の代表さんと一緒に実行委員会を立ち上げて実施しています。祭の参加者が増えていることから、地域団体同士の連携と交流が十分に図られていて、この事業の目的が達成されていると考えています。そのほかに、行政では、生涯学習館活動団体に発表の場として、大ガード「みるっく」への展示を募集して、各館での情報提供を行っています。

最後に、活動実績の利用者数について、平成25年度は対前年度で2割ほど減っているが、その主な原因と対策は何か、というものです。これについては、先ほども申し上げましたが、平成25年度は赤城の生涯学習館が耐震工事のため休館していること、三栄町の生涯学習館が1月末で閉館していることなどがありますので、どうしても利用者数が減っているという状況があります。しかしながら、全体の利用率を見ると、昨年に比べて上がっていますので、特に新たな対策を講じる必要はないと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。それでは、委員のほうから質問をどうぞ。

【委員】

「生涯学習館まつり」の参加者が増えているというお話でしたが、予算事業シートの活動実績を見ると減っているように見えます。これはどういうことなのでしょう。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

こちらについては、昨年、赤城と三栄町において、お祭を行っていないので、その分減ってしまったというものです。

【委員】

三栄町の生涯学習館がなくなったということですが、それまで三栄町の生涯学習館に行っていた方たちはどこに行くようになったのですか。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

三栄町の生涯学習館がなくなり、新しく、保健センターや清掃事務所等の入った建物ができました。その中に集会室がありますので、そういったところを利用いただいています。

【部会長】

地域集会施設としては、ほかにも地域センターがありますが、そちらとは利用者層や趣旨などが違うのでしょうか。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

趣旨としては、生涯学習館は、例えば文化や運動など、生涯学習に特化したようなイメージがあります。一方、地域センターについては、そういったところに特化しなく、何でも使えるというような区別があります。ただ、生涯学習館を利用されている方が地域センターを使ってはいけないということはありません。実際には、例えば生涯学習館をずっと使っているような方については、ずっとそこがいいというような方もいらっしゃると思いますので、場所の移動というのはなかなか難しいというところは、感じています。

【部会長】

生涯学習に該当しない活動というのは、例えばどういうものでしょうか。

【説明者】

例えば、一般的な会議などです。

【部会長】

地域を挙げての会議などでしょうか。

【説明者】

そうです。

【委員】

利用されている方の年齢層というのは、把握されているのでしょうか。

【委員】

かなり高いのでは。

【部会長】

高齢化しているという話が、先ほどありましたが。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。特に年齢の分析ということについて、今詳細な数字は持ち合わせていないのですが、大変長く活動していただいている団体が非常に多くて、大変な高齢化をしています。恐らく、ほとんどの団体が60代とか、もしかするともっと上の年齢の方が、構成委員の主な会員であるというような団体が多いかと考えています。

【委員】

ということは、生涯学習館というのは、昔からずっとあって、そこに登録された人たちが、地域センターに移動するよりもそのままずっと生涯学習館に居続けていたい、けれども建物が古くなって早くどうかしてほしいというような訴えがあるということでしょうか。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

そうですね、大体そういう感じです。もともと、社会教育会館というのが前身で、それが今現在の生涯学習館になっています。ですから、ずっと前から活動している方がそこを利用されているということで、その場所になじんでいて、そこに集まるということがごく自然になっ

てきている団体の方は、どうしても生涯学習館の利用に傾いてしまうのではないかと思います。

【委員】

生涯学習館の利用団体が高齢化してきて、団体数も少なくなってきた、将来的に、自然と地域センターのほうに移行していくなどというようなお考えはあるのでしょうか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。確かに、各団体ともに高齢化してきて、一方で、なかなか新しい会員さんを増やすことも難しいというようなお相談を受けており、それについては、新宿未来創造財団でも様々な支援を行っているところです。

地域センターへの移行についてですが、スムーズに移行できるような団体もある一方で、学習館の施設の特性、例えば絵画の団体のためのイーゼルをそろえていたり、陶芸ができるようになっていたりするところがありますが、そういったところはなかなか、地域センターへの移行は難しいのではないかと思います。最近、一昔前に団塊の世代の方が一斉に退職されて、その地域で活動されるというようなことで、こういった団体の支援というのは、やはり区としても、喫緊の課題と考えていますので、団体の支援とこの施設の適切な管理運営については引き続きやっていくことが必要だと考えています。

【部会長】

生涯学習館と地域センターの機能は、それぞれ微妙に違うと思うのですが、共通しているところもあると思います。そういう意味で、施設の設置条例第1条の中に、「集い」という言葉があるのが、私は非常に印象に残りました。集い機能というのはどのように解釈されているのかということです。先ほどのやりとりの中で、年1回の「生涯学習館まつり」がでてきましたが、旧来型の社会教育の集い機能というのは、やはり弱かったと思うのです。地域のつながりをつくるという効果が、そういった施設に本当はなければならないはずなので、条例には「集い」と書いてあるのですが、実際にはなかなかそうならないというゆがみがあるという問題に関心を持っています。

あとは、新宿未来創造財団が一括して、ほかの施設も含めて指定管理を請け負っているということからすると、効果的・効率的であると内部評価に書かれていますが、具体的にはどういうことなのでしょう。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。ただいまの質問ですが、まず経費面については、新宿未来創造財団で様々な施設を一括で管理することにより、管理に要する各館の職員を配置するのみならず、その管理に伴う経費等、備品や消耗品の購入等に要する経費について、十分な削減効果があるものと考えています。ほかにも、各施設において活動している団体に対する支援も行っており、例えば施設の提供やイベントの開催、団体の会員募集、管理運営等について、包括的に支援をしています。

施設の管理運営という部分のみ切り離せば、ほかの事業者でも同等のサービスを提供するということは考えられますが、新宿未来創造財団はそのあたりも当然効率化を図っていますし、

なおかつ、様々な事業を展開して、様々な団体に応じた支援方法をとっています。このような効果というのは、やはり区の外郭団体として、公益財団法人という法人格を取得している新宿未来創造財団ならではの効果であろうと考えています。

【部会長】

新宿未来創造財団には社会教育主事の方はおられるのでしょうか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。財団にはいませんが、生涯学習コミュニティ課のほうにはいます。そちらと連携をとりながら事業を展開しています。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは次の事業に入りましょう。説明をお願いします。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

経常事業149「新宿コズミックスポーツセンターの管理運営」です。この事業も、新宿未来創造財団に指定管理をお願いしているというものです。この施設についても、条例で規定している利用料金の範囲で施設の貸出しを行っていて、徴収した利用料金は指定管理者の収入としています。また、こちらに関しても、指定管理者の企画・提案による事業として、各連盟に加盟している利用団体が活用した各種のスポーツプログラムやプールポイントラリー等を行っています。

事業評価についてです。まず、サービスの負担と担い手についてです。サービスの担い手としては、スポーツや生涯学習を行う場として、コズミックスポーツセンターを区が設置しているというものです。区民等の目的やレベル等に応じた生涯学習・スポーツの振興を図っており、区としては、指定管理者の豊富な経験をいかしながら指導・監督するとともに、連絡を密にすることで、多様なサービスの提供と効率化を図っています。

手段の妥当性についてですが、個人利用だけではなく団体利用を含めて、ニーズに合わせた利用形態を常に検討しながら対応しています。平成25年度については、8月の1か月間ですが、1時間早く開館し、早朝プールというものを行いました。この早朝プールの実施により、午前中のプールの混雑緩和になったということがありましたので、適当であると評価をしています。

効果的効率的についてですが、この指定管理者である新宿未来創造財団は大久保スポーツプラザの指定管理者も担っており、そちらとの一体的な施設管理を行うことで経費節減が可能になっています。この2施設における受付業務のローテーション等を図ることにより、人件費の削減を行っています。そのほか、先ほどの生涯学習施設の指定管理もありますので、相互に施設ごとの事業宣伝を行い、連携することで効果が上がっていると認識しています。

目的又は実績の評価についてですが、平成25年度の利用者人数指標である57万4,000人を超えており、適切と評価しています。また、平成23年度の東日本大震災の影響を除き、月別稼働率が90%を超えていることから、その役割は十分に果たしていると評価しているものです。さ

らに、生涯学習やスポーツに関する活動に対し、支援しながら、区民とともにスポーツの振興を図るという点では、指定管理者の提案事業である団体と連携した各種スポーツや、障害者を対象とした障害者スポーツデー等を積極的に展開しているということもあります。

総合評価としては、施設の維持管理費の節減や利便性の向上については一定の効果が認められていますが、今後の課題としては、コズミックスポーツセンターが経年劣化で年々老朽化しているので、利用者に対して安心と安全と清潔感が感じられない施設ということにならないように、維持管理に心掛けて、環境の整備を一層進めていく必要があると考えているところです。

改革改善の内容についてですが、今後も引き続き利用者に満足いただける施設とするために、アンケートを行うなど、詳細な分析を行ってニーズを捉えて、施設運営にいかしていきたいと考えているところです。

続いて、事前にいただいているご質問について、お答えしたいと思います。まず、こういった業務を指定管理者に委託し、こういった業務を区が直接行っているのか、というものです。こちらについては、先ほどの事業における役割分担とほとんど同様となっています。

次に、新宿コズミックスポーツセンターの中でも、どのような施設がどのような利用状況で運営されているのか、民間の類似の施設と比べて評価される点はあるか、という質問です。このコズミックスポーツセンターについては、大小の体育室、プール、武道場、弓道場等のスポーツ施設、大小の会議室があります。平成25年度の利用率は平均で81.6%です。ちなみに団体利用で最も利用率の高い場所については、大体育室の88.5%です。民間の類似施設と比較して評価される点ですが、新宿区内で生涯学習やスポーツの普及に寄与することを目的に活動する団体を支援するために、一般団体の予約開始前に、施設の優先予約を行い、練習及び大会の会場確保を実施しているということがあります。また、各団体からの意見や要望を聞き、施設の運営に役立て、利用団体・利用者のサービス向上につなげているということもあります。また、新宿区体育協会に所属している各スポーツ団体と連携したスポーツの普及事業、バレーボールやバドミントン、卓球などを実施していることも特徴であると考えています。このスポーツ普及事業については、平成25年度実績で7,277人が参加しています。

次に、「効果的・効率的」の評価の理由について、複数の生涯学習施設を同一の指定管理者が請け負っている点を評価されているが、指定管理者が特定の事業者に偏るリスクも当然あるかと思うが、その点についてはどのように考えるか、というものです。公益財団法人については、区と一体になって生涯学習やスポーツ活動を行う団体の育成及び支援を行い、生涯学習やスポーツの振興を図っています。公益財団法人という立場ですので、公益目的事業については、当然利益優先となるような事業経営ができないというところがリスクかと考えています。現在の選定のポイントとしては、複数の指定管理施設において、経済的で効率的な運営を求める前に、設置目的に沿った、区民に対して生涯学習・スポーツの推進・普及を重点としたものとなっているところです。

次に、平成25年度の利用者数が約57万人ということですが、多くの利用者を求める一方で、行政が実施する意義なども考慮した運営をされているのか、という質問です。コズミックスポ

ーツセンターについては、施設貸出しだけではなく、民間のスポーツ施設ではなかなか難しい体育協会やレクリエーション協会などの地域団体との連携ができると考えています。具体的には、体育協会加盟団体から指導員を派遣していただいて、スポーツ教室を実施したり、ガーデニングボランティアをお願いをして、コズミックの鉢植えの管理をしていただいたり、スポーツ団体や生涯学習団体からの協力により「レガスまつり」を行っており、これらのことが特徴であると考えています。

次に、指導員などスタッフの育成や確保の現状及び課題についてのお尋ねです。各種スポーツの普及事業の実施に際し、新宿区体育協会に所属する各スポーツ団体と連携して、各団体所属のメンバーが参加者への指導に当たっています。また、利用者が安全に施設を利用できる環境を整えるために、職員の資格取得を積極的に支援しています。今現在、複数の職員が体育施設管理士や体育施設運営士の資格を取得しています。ほかにも、毎年、救急救命講習にも職員が参加していて、緊急時に対応できるように努めています。課題としては、更なる区民へのサービス向上のために、職員の接遇の重要性を徹底して行うことが必要だと考えています。

次に、総事業費のうち行政が負担している割合はどの程度か、というものです。平成25年度の総事業費については2億859万2,000円で、行政で直接負担しているものについては、緊急地震速報の配信の委託料やAED、緊急工事代等、591万4,000円となっており、区が直接負担している割合としては約3%ということになります。

最後に、活動実績の利用数について、平成24年度は対前年度比で25%ほど増えているが、平成25年度は対前年度とほぼ同数となっていることの主な要因と対策は何か、ということです。平成23年度については、東日本大震災の関係で、福島県からの被災者の避難所となったため、1か月間全館休館をしています。また、この年、節電対策として、5月1日から5月31日までの間、午後6時以降については全館休館を行っています。その関係もあり、平成24年度は通常営業に戻ったことに加え、東京体育館の休館もあり、プールの利用者数が増加したということがあります。ですので、休館前を上回る利用者数を達成したということで、平成24年度については利用者数が増えています。平成25年度については、東京体育館の再開による影響がありましたが、新たに早朝プール営業を行うなど、利用者増に取り組んだ結果で、平成24年度とほぼ同数の利用者数となっています。説明は以上です。

【部会長】

この施設の指定管理料はどれほどですか。

【委員】

内部評価の事業経費欄、事業費の主たる使途というところに、過去3か年分の指定管理料が載っています。

【委員】

指定管理の中には、先ほどのお話にあった体育協会から人を派遣してもらうことや、体育指導の資格者を育成することなども含まれているのでしょうか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。まず、体育協会に協力をいただいて、バレーやバドミントン、卓球等のスポーツについて指導を行っているという事業があります。これについては、個人利用という形で利用料の徴収を参加者からは受けていますが、区からの指定管理料を用いて、指定管理事業の一環として行っています。このような形の中で、そういったスポーツ初心者の方に、スポーツに新しく触れていただく機会をつくりながら、体育協会としてもそういった層への働き掛けができるということで、いわゆる貸し館にとどまらないサービスが提供できているものと考えています。

それから、体育施設管理士や運営士の指導の資格の取得についてですが、この資格の取得自体は、財団が独自の財源を用いて、職員の資格の取得を支援しているものです。ただ、当然のことながら、この取得した資格をもって、職員がこういった施設における大会運営や、様々な相談の受付等、より適切なサービスが提供できると考えていますので、これについても、単なる貸し館業務に終わらないサービスの一環とお考えいただければと思います。

【部会長】

ほかに、ご質問ありますか。

では、本日最後の事業です。説明をお願いします。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

経常事業148「新宿スポーツセンターの管理運営」です。この事業についても、区民のスポーツ活動やレクリエーション活動を推進し、健康と体力の増進、生活の向上を図るために管理運営をしているというものです。こちらについては、今現在、住友不動産エスフォルタと不二興産の共同事業体に指定管理をお願いしています。

事業の概要ですが、スポーツ・生涯学習の場を提供するために、管理運営を指定管理者が行っているというものです。こちらについても、条例で規定している利用料金の範囲内で施設の貸出しを行っていて、徴収した利用料金は指定管理者の収入となっています。指定管理者の企画・提案事業としていろいろなスポーツ教室等を実施しています。

続いて、事業評価についてです。まず、サービスの負担と担い手についてですが、指定管理者制度を導入し、区民等のスポーツ・レクリエーションの振興を図っています。こちらも区が施設整備を行っていて、指定管理者がサービスの担い手としていろいろなサービスを提供しています。また、指定管理者制度については、豊富な事業展開が可能になるということもあります。また、民間の柔軟で多様なサービスの提供と指定管理の効率化を図っていますので、適切と評価しています。

手段の妥当性についてです。こちらの施設は、幼児から高齢者までの個人利用を中心とした施設です。しかしながら、団体利用もありますが、常設の意見箱や利用実績のデータを利用し、利用者の人数を把握して、様々なスポーツ教室を初めとした運営を行っているため、適切と評価しています。

効果的効率的についてですが、利用者数を増加させるだけではなく新しいプログラムを開発

するなど、サービスの充実が図られており、また、民間事業者のノウハウをいかした運営を行っているので、効果的であると考えています。しかしながら、こちらの施設についても、設置から30年経過しており、施設の劣化が進行しているので、将来的には施設整備の維持に関する費用が増えていくものと考えています。

目的又は実績の評価についてです。新宿スポーツセンターの設置目的である、スポーツ活動・レクリエーション活動の推進という点において、利用者数及び参加者数が増加しているので、その役割は果たしていると評価しています。ニーズについても、従来に増して高度化、細分化していることから、満足度は決して高い水準であるとは言えませんが、利用者の拡大を図るイベントや意見箱、スポーツ教室等の事業を実施することで、今日的なニーズを的確に把握して、満足度を向上させることが可能であると考えています。

総合評価としては、維持管理経費の節減、利便性の向上については一定の効果があると認められます。今後の課題としては、定期的なアンケート調査の実施により、細かな利用者ニーズを踏まえた施設の運営と施設の老朽化による修繕の実施ということが課題です。

改革改善の内容ですが、引き続き指定管理者との協力により、アンケートを行ってニーズを把握して、費用対効果を高めるような施設の管理運営を行っていきたいと考えています。また、施設の安定的な運営に向けた施設の修繕を実施することで、利用者の満足度の向上を図り、更なる区民のスポーツ活動及びレクリエーション活動の推進に努めていきたいと考えているところです。

事前にいただいた質問についてお答えしたいと思います。まず、こういった業務を事業者に委託して、こういった業務を区が直接行っているのか、というものです。役割分担については、生涯学習館や新宿コズミックスポーツセンターとほぼ同様です。

次に、事業概要に「条例で規定している利用料金の範囲内での施設の貸出しを行っており」とあるが、これはこういった収支構造なのか、という質問です。施設の利用料については、条例で上限額を定めています。その範囲内で指定管理者が料金を設定していますので、あくまでも条例の上限額を守っていただいているということがあります。また、利用料金については、全額指定管理者の収入となるという構造です。

次に、事業概要に「利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者の企画・提案による事業としてスポーツ教室等を実施しています」とあるが、これは指定管理業務の範囲外で行われているものか、指定管理者の企画・提案による事業はこういった趣旨で行われているのか、という質問です。施設を最大限有効に活用するために、民間のノウハウをいかせるように、指定管理者に事業を提案させています。これらの事業については、施設運営の目的の範囲内で行っており、指定管理料の中で実施しています。

最後に、目的又は実績の評価の評価理由に「利用者ニーズが従来にも増して高度化・細分化している」とあるが、今後どのように対処されるのか、という質問です。施設の利用者層が乳幼児から高齢者まで幅広い年代に渡っていることもありますし、ハンディキャップのある方の利用もありますので、そういった方々の利用者アンケートを通じてニーズを把握し、その結果

を各種のスポーツ教室の事業やサービスの質の充実にいかしていきたいと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

最初にお伺いしたいのですが、30年前にできた施設で、内部評価によると指定管理制度を導入したのが平成18年ということで、この指定管理開始前は民間委託されていたのでしょうか。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

基本的に直営なのですが、建物の管理だけは委託をしていました。

【部会長】

わかりました。

では、委員のほうから質問をどうぞ。

【委員】

こういった施設に指定管理制度を導入させるにしても、民間業者に任せるのか、それとも財団に任せるのかというのは、区の方で基準などがあるのでしょうか。財団が請け負う仕事はものすごく多いような感じがするのです。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

明確な基準はありません。ただ、地域の方々、地域のいろいろなスポーツ団体と連携したような事業については、新宿未来創造財団にお願いしたほうがいいのではないかと考えています。特にスポーツ団体の支援等を仰がなくても大丈夫なようなものについては、民間事業者にお願いをしています。

【委員】

新宿コズミックスポーツセンターと新宿スポーツセンターって、近い場所にありますよね。新宿コズミックスポーツセンターと新宿スポーツセンターの利用者の増え方を比べると、やはり新宿スポーツセンターのほうが、伸び率が良いように見えます。ですから、効果的・効率的な運営を考えると、やはり民間事業者に任せたほうが良いのではないかなと思いました。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

新宿スポーツセンターについては、個人利用の方が多く使っていて、新宿コズミックスポーツセンターは団体利用の方が多いという違いがあります。その辺で、どうしても数としては差が出てきてしまうのだと思います。ただ、財団ではなく民間事業者にお願いしたほうがいいということについては、あくまでもスポーツセンターは個人利用であり、地域のスポーツ関連団体等との連携が必ずしも必要ではない施設です。団体利用やスポーツ教室での指導については、区としても力を入れていきたい部分ではありますので、新宿コズミックスポーツセンターは財団にお願いしているところです。今後、それが本当に適切かどうかというのは、区全体として

検討していく必要はあるかと思います。

【部会長】

指定管理制度をどう運用するかは各自治体の判断に委ねられていて、もちろん、自治体も何の考えもなく制度を運用しているということではないのですが。恐らく、今お話されたような点は非常に重要だと思います。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

大分、我々も新宿区内のスポーツ関連施設等について知識を得たかなと思いますが、よろしいでしょうか。

では、これでヒアリングを終わしましょう。ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

【部会長】

では、これで閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>